

## 令和4年度 対馬市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月27日(火) 午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
8番 岡村高史	9番 春日亀優	11番 戸田耕助
12番 松村英二	13番 春日亀智恵子	14番 畑島孝吉

・農地利用最適化推進委員 (2人)

佐伯豊 永留静夫

4. 欠席委員 (2人)

7番 初村重政 10番 小宮一人司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明書交付願いについて

議案第11号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)

議案第12号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)

議案第13号 対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域の除外)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主 藤 公 康

農業委員会事務局局長補佐

小茂田 聡

農林水産部農林しいたけ課係長

洲 河 直 樹

中対馬振興部地域振興課主事

市 山 果 歩

上対馬振興部地域振興課主事

小茂田 史 士

## 7. 会議の概要

### 議 長

おはようございます。  
ただ今より、令和4年度対馬市農業委員会第4回総会を開会致します。  
現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。  
なお、農地利用最適化推進委員の出席者は、2名です。  
それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。  
日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）  
異議なしと認め、岡村高史委員及び、春日亀優委員を指名します。  
日程第2、会期についてお諮りします。  
本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日1日 とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）  
異議なしと認め、本日1日と致します。  
日程第3、会議書記の指名を行います。  
本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。  
日程第4、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
今回の申請は2件です。事務局の説明を求めます。  
（事務局長挙手）事務局長

### 事務局長

議案書修正版の1ページをお願いします。  
議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の畑2筆、合計面積1,334平米を、同地区の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。  
なお、経営面積は4,807平米でございます。  
番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の畑1筆、729平米を、同地区の〇〇さんへ、売買により所有権を移転するものであります。  
なお、経営面積は7,228平米でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

### 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1番号2について地元委員の補足説明を求めます。  
（22番永留静夫推進委員挙手）22番

### 22番 永留静夫推進委員

議案第9号の番号1と2について、どちらも私の担当地区ですので、続けてご説明をさせていただきます。  
9月7日に譲受人の〇〇氏と〇〇氏、及び農業委員会事務局の小茂田補佐とわ

たしの4名で現地を確認致しました。

番号1は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものです。

申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、現在は譲受人の〇〇氏が田を耕作しております。

今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請に問題はないと判断を致します。

番号2は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買により所有権を移転するものでございます。

申請地は、〇〇町〇〇にある農地で、現在は譲受人の〇〇氏が管理をなされておられます。

今後、さつまいも等の耕作を予定しておられ、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請に問題はないと判断を致します。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号1について原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
全員賛成です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号2について原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第10号非農地証明書交付願いについてを議題とします。

今回の申請は4件です。

番号1、番号2、番号3は、杉原委員が関係者であるため、先に番号1から3までの審議を行います。

議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場)

番号1から3について、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書修正版の2ページをお開き下さい。

議案第10号、非農地証明書交付願いについてでございます。

番号1の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑1筆、961平米についての交付願いでございます。

位置図、写真等を4ページから7ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号2の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑1筆、1,018平米についての交付願いでございます。

見取図、写真等を8ページから11ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号3の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇の畑1筆、873平米についての交付願いでございます。

見取図、写真等を12ページから15ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1から3について地元委員の補足説明を求めます。

(19番佐伯豊推進委員挙手) 19番

### 19番 佐伯豊推進委員

議案第10号の番号1から3について隣接している農地のため、まとめてご説明します。

9月16日に代理人の〇〇さん、農林しいたけ課の初村さんとわたしとで現地を確認致しました。

申請地は、〇〇の南西約100メートルにある農地ですが、以前は畑として耕作していましたが、生活環境の変化により昭和55年頃から耕作放棄されてきました。さらに鹿や猪の被害がこれに追い打ちをかけ、農地は荒れていきました。

現在は、雑草と雑木が生い茂った状態となっております。今後においても農地として耕作することが出来る状況にはならないと考えられます。そのため本申請については、問題ないと判断致しました。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

## 議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成です。

番号1は原案のとおり交付することに決定しました。

次に、番号2について原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は原案のとおり交付することに決定しました。

次に、番号3について原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は原案のとおり交付することに決定しました。

杉原委員の入場を求めます。

(杉原委員着席)

杉原委員に申し上げます。

議案第10号、番号1、番号2、番号3は原案のとおり交付することに決定しましたので告知します。

次に、番号4について事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書修正版の3ページをお開き下さい。

番号4の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑2筆、合計面積1,669平米についての交付願いでございます。

見取図、写真等を議案書16ページから20ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号4について地元委員の補足説明を求めます。

(19番佐伯豊推進委員挙手) 19番

### 19番 佐伯豊推進委員

議案第10号の番号4についてご説明します。

9月16日に申請者の代理人の〇〇さん、農林しいたけ課の初村さんとわたしとで、現地を確認致しました。

申請地は、〇〇付近にある農地ですが、以前は畑として耕作していましたが、申請者の〇〇氏の父が高齢となり耕作できなくなったことを原因に10年以上前から耕作放棄されておりました。

現在は、雑草と雑木が生い茂った状態となっております。今後においても農地として耕作することが出来る状況にはならないと考えられます。そのため本申請については、問題ないと判断致しました。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

## 議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(6番波田裕一郎委員挙手) 6番

### 6番波田裕一郎委員

調査お疲れ様でした。この申請地について、私が言うことはありません。確かにここは非農地通知を出していいと思います。

最近ですね、この農地利用状況調査、私も農業委員にならしてもらいまして、2期6年目なんですけども、私は豊玉の志多浦から田まで見よっどですけども、やっど図面を見ただけで断定できるようになりました。6年もしおったら。1年

目は土地の特定に時間がかかったけど、もう時間がかからんごてなった。それで、毎年6年間しおってですね、こん、現況写真はですね、これはもう確かに木が生えとっけんですね、もうこれは非農地です。私が見てもそう利用状況調査にもしとっでしょう。つまり、アじゃなくて1じゃなくて、3番ですかね。それを付けるでしょう。

ただですね、志多浦から田まで5箇所を見おるなかで、ぎりぎりのラインがあるとですよ。そいやけ、他の委員さんに聞きたいとですけども、確かにこの写真は木が生えてますね、非農地としてわたしでも付けるけど、他の委員さんはどうですかね？これに木が無かったら、このカヤだけの状況だったらどうですか？私は1番を付けおるとですけども、ちょっとお聞きしたいです。

(1番ですとの声あり)

1番ですね、そうですね。そしたら、この全ての写真、これ、現場の写真は全て木が生えとったですね。わたしも、今度出てきます、こういうところが。やすからんある。あるけどぎりぎりのラインでカヤ場やけんが止めとっところがあります。分かりました。こういうところはわたしのところにも出てきます。これから出てくる可能性が有ります。ありがとうございました。

## 議 長

他に質疑はありませんか？

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号4について原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成です。

番号4は原案のとおり交付することに決定しました。

次に、議案第11号農用地利用集積計画について(農地中間管理事業 第2回)を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書の21ページをお開き下さい。

議案第11号、令和4年度農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は22件で、内訳は貸し手22人、借り手1人でございます。

農地の内訳は、田が69筆、面積54,437平米、畑が41筆、面積29,497平米、合計筆数110筆、合計面積83,934平米でございます。

22ページから26ページまでが計画表となっておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。  
(農林しいたけ課洲河係長挙手) 洲河係長

## 農林しいたけ課 洲河係長

(スライドを使いながら説明)

まず、議案書22ページの農用地利用集積計画をお開き下さい。

令和4年度の第2回目の集積計画を提出しております。

番号1が〇〇地区、出し手1戸、番号2から4までが〇〇地区の3戸、番号5から6までが〇〇地区の2個、番号7から8までが〇〇地区の2戸、番号9が〇〇地区の1戸です。番号10から14までが〇〇地区の5戸、番号15から16までが〇〇地区の2戸、最後に番号17から22までが〇〇地区6戸になります。合計8地区22戸110筆83,934平米を長崎県農業振興公社に集積するものであります。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

## 議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第11号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第12号、農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書の27ページをお開き下さい。

議案第12号、令和4年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者は11人でございます。農地の内訳は、田が69筆、面積54,437平米、畑が41筆、面積29,497平米で、合計筆数110筆、合計面積83,934平米でございます。

28ページから39ページに、利用権設定を受ける対象者ごとに整理しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。  
(農林しいたけ課洲河係長挙手) 洲河係長

## 農林しいたけ課 洲河係長

配分計画の方の説明をさせていただきます。

議案書27ページになります。

今回、令和4年度第2回目の農用地利用配分計画（案）でございます。

8地区受け手15戸、110筆、83,934平米でございます。

議案書28ページからになります。

まず整理番号1が〇〇地区になります。受け手は〇〇です。出し手は1戸10筆面積1,632平米でございます。

次に整理番号2が〇〇地区になります。出し手が3戸20筆13,409平米、受け手は〇〇です。同じくこちらが〇〇地区の図面になります。

続きまして整理番号3が〇〇地区になります。出し手が1戸2筆5,378平米、受け手は〇〇氏です。

次に整理番号4から5までが〇〇地区になります。出し手が2戸6筆7,783平米、受け手は同じく〇〇氏です。

次に整理番号6が〇〇地区になります。出し手が2戸5筆2,781平米、受け手は〇〇氏です。

次に整理番号7から9までが〇〇地区になります。出し手は5戸37筆22,097平米受け手は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の3名です。

次に整理番号10から11までが〇〇地区になります。出し手が2戸6筆2,948平米、受け手は〇〇と〇〇氏の2名です。

最後に整理番号12から17までが〇〇地区になります。出し手が6戸24筆27,906平米、受け手は〇〇、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の5名です。説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

## 議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(6番波田裕一郎委員挙手) 6番

## 6番波田裕一郎委員

おそらく、〇〇さんと〇〇さんは順調に拡大していますね。柚子の植栽ですね。それと〇〇という名前も出てきましたね。あと〇〇。個人の貸し付けも大事だけど、そういった事業体、受託組合みたいな組織、こういうところをどんどん貸付けて行かんとですね、私も個人で百姓しおるけど、月給取りの百姓を増やさんといかん思うんです。それはですね、高校出て大学出て百姓やれと言ってもですねおぼこやけですね、勤め人の形の百姓したらいいと私は心から思ってるんですよ。

毎月月給をやらんと暮らしにもならんしですね。〇〇の〇〇と話したけど、〇〇やっぱすげえです。どんどん拡大しとる。まだ、若い人を入れきるでしょう。

ああいうふう組織を巨大化したらですね、面積を増やしたら巨大な金が付くから月給まかなえるとです。この島は、若い人残す為には農業で食っていける、月給取りの農業を増やした方がいい。そいやけこの集積でどんどん拡大していくことが事業体にとっては良いことだと思いますよ。戸田さんの〇〇では縮小傾向の組織もあったみたいで。どう思いますか戸田さん。

議 長

(11番戸田耕助委員挙手) 11番

### 11番戸田耕助委員

〇〇としては名前だけで、金が集まっていないんですよ〇〇に。ほんとはこうじゃないちやち言うけども、一応私が〇〇しおっちゃけども、私の言う通りやらなくて、どうしても個人が金を欲しいもんですから。分けるわけですよ個人ごとに。やから、なかなか機械を買うところまで行っていない。そういうことを指導も欲しいけども、なかなかそれもやりきらんとですたいね。今年もコンバインから乾燥機からみんな個人で買ってるんですよ。クラブでね。何人かで。5, 6人集まって買いおるとですよ。もったいないなと思いつながら、歯がゆいばって仕方ないです。

議 長

(6番波田裕一郎委員挙手) 6番

### 6番波田裕一郎委員

貸し付けには賛成です。

議 長

他に質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第12号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第13号、対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域の除外)を議題とします。

本件は、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場)

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の40ページをお開き下さい。

議案第13号、対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域の除外)でございます。

提案理由は、対馬市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の除外)につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則、第3条の2、第2項の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、提案するものであります。

番号1の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑1筆、1,031平米の除外申請でございます。計画書、位置図、現況写真等を42ページから49ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の田1筆、畑1筆、合計面積1,821平米の除外申請でございます。計画書、位置図、現況写真等を50ページから55ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号3の申出人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑2筆、合計面積790平米の除外申請でございます。計画書、位置図、現況写真等を56ページから61ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。  
(農林しいたけ課洲河係長挙手) 洲河係長

### 農林しいたけ課 洲河係長

それでは議案第13号について説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画変更除外についてですが、議案書にある変更理由の通りとなります。〇〇地区において、事業計画者の事業拡大により慢性的に不足していた建設用資材置場、社員、建設用車両駐車場等を確保する為、県に対し除外申請を提出する予定です。県へ提出する農業振興地域整備計画変更の申請に際し農業委員会の意見を求めたく提案するものでございます。今回農用地を除外する対象地区は〇〇地区、地目は畑、田合計5筆、面積は3,642平米となります。議案書の方に地図、写真、理由等を載せております。スライド画面上は図面のみを映します。こちらが〇〇地区の位置図①になります。黄色で着色してある筆が申請地になります。こちらが二つ目の位置図になります。同じく〇〇地区の位置図3になります。こちらが〇〇さんの所になります。簡単ですが説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

## 議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(11番戸田耕助委員挙手) 11番

### 11番戸田耕助委員

前から思いおるとですけども、私たち農業委員は農地を守ると言う立場なんでしょうから、こんな良い田んぼはやりたくないと思うんですが、ところがこの田んぼの所有者も高齢だから耕作しきらんだろうし、売ることによって所得が得られますよね。

農地は減るけども、経済的には良い。私たち農業委員としてはどうしたらいいのか、賛成するしかないもんだろうかと、この前、〇〇の地区もあったんですけども、反対したところで、本人が耕作しきらんから仕方ないじゃないかとなるやろうし、農業委員として私たちは農地を守らにゃいかんけども、反対したところで、あなたたちどうするのかと言われるだろうし、どういうものなんですかね？

議 長

(6番波田裕一郎委員挙手) 6番

6番波田裕一郎委員

戸田委員が言われることは、農業委員としては大切な意見だと思います。しかし、ここは農業委員会だから農業を議論する所だけど、建設業界におきましても、我が島の重要な雇用を支えています。雇用の観点からすれば、私はこれは賛成です。

議 長

他にご意見はありませんか。  
(1番永留正司委員挙手) 1番

1番永留正司委員

農振地域を除外した後に、転用とか非農地とか簡単にできるんですかね？今は簡単には出来ないと思いますが、後はどういう形になるか、ちょっとお尋ねします。

(事務局長挙手)

議 長

事務局長

事務局長

駐車場に転用する為の除外申請ですので、除外されたら今後、転用申請が出てくると思います。

議 長

他に質疑有りませんか。  
(無しの声あり)  
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。  
議案第13号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  
全員賛成です。  
本件は原案のとおり承認し、当委員会の意見を添えて回答することに決定しました。  
杉原委員の入場を求めます。  
(杉原委員着席)  
杉原委員に申し上げます。  
議案第13号は原案のとおり承認することに決定しましたので告知します。  
日程第5、その他の事項ですが、何かありませんか。  
  
無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今月は、大型台風に二度も見舞われ、農業施設等への被害も出ております。

被災された方々は大変なご苦勞をされてあることと存じます。

心よりお見舞い申し上げます。

台風の後片付けに続いてこれから農繁期に入り重労働が続きますが、季節の変わり目は体調を崩しやすくなりますので風邪などひかれませぬよう、体調管理に充分留意してお過ごし願います。まだコロナ感染も終息しておりませぬので十分気を付けていただきたいと思ひます。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第4回総会を閉会致しませぬ。

どうもお疲れ様でした。